政令

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成三十年八月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百四十号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年法律第四十二号）第五条第三項、第六条及び第十条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第五十号を第五十一号とし、第二十五号から第四十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五	五百円の貨幣のうち天皇陛下御在位三十年を記念するため発行するもの	素材	ニッケル黄銅、白銅及び銅
		品位	千分中銅七百五十、亜鉛百二十五、ニッケル百二十五
		量目	七・一グラム
		直径	二十六・五ミリメートル
		形式	